

かめやま文化年2027文化芸術活動事業補助金のご案内

問合先 文化課文化・人権グループ ☎ 96-1224

市では、3年に1度、文化芸術を生かしたまちづくりを推進するため「かめやま文化年」と称し、さまざまな取り組みを行っています。令和9年度に実施する「かめやま文化年2027」に向けて、文化芸術の創造と継承のため、文化芸術を生かしたまちづくりを促進し、まちのにぎわいや魅力の創出につながる事業を募集します。

補助金対象年度 令和9年度 ※補助金交付団体は選考により決定します。

応募期間 9月1日(火)～10月30日(金)

応募資格 次の要件をすべて満たす団体

- ▷ 3人以上で構成し、代表者が明らかであること。
- ▷ 規約、会則、定款等を定めていること。
- ▷ 公序良俗に反する活動をしていないこと。
- ▷ 政治活動や宗教活動、営利活動を目的としていないこと。



補助金の種類・額・交付要件

種類	補助金額	交付の要件
小規模事業補助金	50,000円を限度として予算の範囲内において市長が定める額	1. 文化芸術を生かし、まちのにぎわいや魅力の創出に寄与すると認められる事業であること。 2. 市内で実施される事業であること。 3. 市の他の補助金等および亀山市社会福祉協議会の助成金等の交付を受けていないこと。
大規模事業補助金	補助対象経費(150万円を超えるときは150万円)の2分の1に相当する額を限度として予算の範囲内において市長が定める額	1. 文化芸術を生かし、まちのにぎわいや魅力の創出に寄与すると認められる事業であること。 2. 市内で実施される事業であること。 3. 市の他の補助金等および亀山市社会福祉協議会の助成金等の交付を受けていないこと。 4. 市文化会館、市中央コミュニティセンター、または収容可能人数150人以上の市内施設を事業実施会場として使用すること。

※小規模事業補助金および大規模事業補助金の応募は、同一年度に同時に行うことはできません。

※補助金は、1団体に対し、1回限りの交付とします。

※この応募により団体の選考を行い、予算が成立した後に、補助金を交付します。

「亀山ブランド」新規認定品を募集します

問合先 商工観光課観光・地域ブランドグループ ☎ 84-5074

市では、市のイメージ向上と地域経済活性化のため、魅力ある特産品を「亀山ブランド」として認定しています。自慢の産品をぜひご応募ください。

募集期間 9月1日(火)～30日(水)

認定対象 令和9年1月1日時点で1年以上の販売実績があり、次のいずれかに該当する物品(役務は除く)。また、事業発展に協力できる事業者。

- ▷ 市内で生産された農林水産物
- ▷ 市内で製造・加工された製品
- ▷ 市内産農林水産物を使用した加工品
- ▷ 市の歴史上の著名人または市内の名所等をPRする産品
- ▷ 市長が認めるもので市のイメージアップにつながるもの

※認定は1事業者につき5品目まで。味や色違いなど同一品目と認められる場合は、1品目とします。

認定登録料

- ▷ 新規: 1品目目: 1万円
2品目目以降: 1品目につき5千円
- ▷ 更新: 1品目目: 5千円
2品目目以降: 1品目につき3千円

有効期限

令和9年1月1日～
令和10年12月31日(2年間)

※更新後の有効期間は、認定の終了する日の翌日から2年間

認定の特典(メリット)

- ▷ 認定シールを貼付して販売が可能
- ▷ 広報紙、行政情報番組、公式SNS等で情報発信
- ▷ 物産フェア等のイベントでPR・販売の機会を提供
- ▷ マスメディアを活用したPR支援
- ▷ 専門家によるアドバイスなど魅力向上のサポート
- ▷ ふるさと納税返礼品として優先的に採用

申込 申請書類に必要事項を記入し、商工観光課観光・地域ブランドグループへ郵送(〒519-0195 本丸町577)で、または直接お申し込みください。

※審査基準や提出書類、現在の認定品など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

現在の認定実績 41品目(21事業者)



市ホームページ